



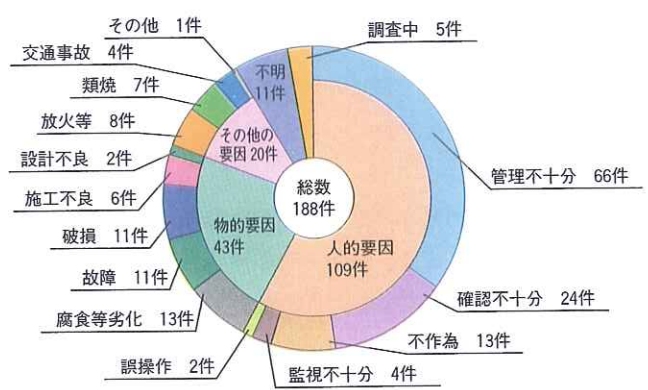
ストップ ザ 危険物事故 ～消防・業界団体・市民のパートナーシップにより～

内田 学
(名古屋市消防局)

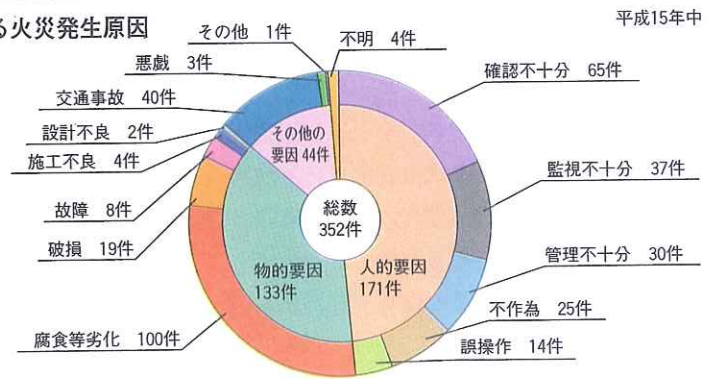
はじめに

平成15年度、わが国を代表する産業施設において危険物事故が続発した。総務省消防庁の事故統計の開始以来最悪の水準で推移し、同年度において過去最悪の540件を数えるまでになった。これらの原因は人員や設備投資等の削減、雇用形態の変化や保守管理業務のアウトソーシング等により次世代への技術の伝承がなされていないこと。さらにそれにより危険要因の適切な把握ができていないことが背景にあると分析されている。

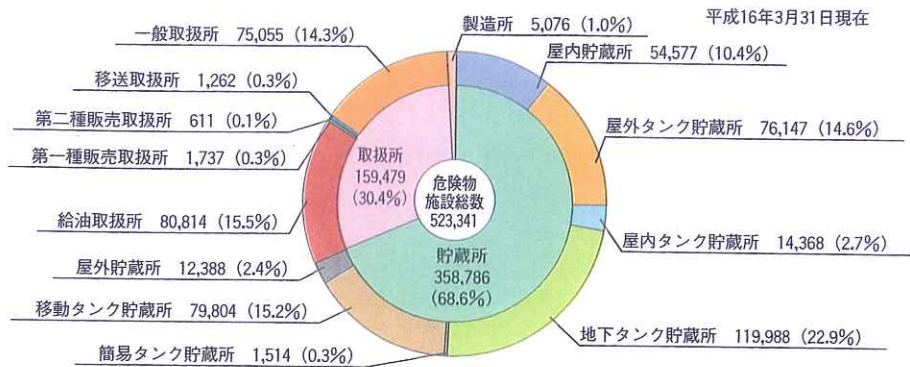
統計上、危険物火災の原因中、人的要因が109件（全体の58.0%）、危険物漏えいの原因中、人的要因が171件（全体の48.6%）とワースト1である。このワースト1の背景には、雇用形態の多様化・保守管理業務のアウトソーシング等により、危険物の危険性認識不足・消防法令の理解不足が進んでいるものと推測される。現実には、危険物を第一線で取り扱っている派遣社員等の中には、危険物の危険性・消防法令の教育をほとんど受けることなく危険物を取り扱っている状況が散見される。



危険物施設における火災発生原因



危険物施設における漏えい原因



危険物施設数の状況

危険物の危険性・消防法令の普及が最優先

危険物事故を大幅に減少させるには、この危険性の認識不足や消防法令の理解不足を手当てすることが効果的・効率的であり急務であると考ええる。

そのためには、危険物の危険性そして消防法令を、危険物を第一線で取り扱っている全員の方に普及啓発・広報することが最優先事項であり、焦眉の急であると考ええる。

本編では、危険物施設設置申請の段階において位置、構造、設備がパターン化されている地下タンク貯蔵所（危険物施設全体の22.9%）、給油取扱所（同15.5%）及び屋内貯蔵所（同10.4%）（以下「地下タンク貯蔵所等」という。）に着眼点を絞り、述べることにする。

これらの地下タンク貯蔵所等は、安全性確保のために消防法令で位置、構造、設備が厳しく規定されている。従って構造上の最低限の安全性は消防法令により設置申請の段階で確保されている。

そこで、個々の危険物施設の危険要因把握に優先して、危険物施設の従事者全員に危険物の危険性・消防法令を理解させ、そして遵守させることが最優先事項であると考ええる。

そのためには次の要領で教育が行われるべきと考ええる。

- 1 消防法令を知る。

- 2 消防法令の主旨を理解する。
- 3 消防法令を遵守する。
- 4 1から3の教育を事業所内で行う。

しかしながら、小規模事業所では、この教育体制がやはり脆弱である。これを公助することが私達消防の重要な使命となるところであるが、消防だけで危険物の危険性・消防法令の普及啓発・広報を行い事故を減少させるには、限界があるところである。

そのため、消防・業界団体・市民のパートナーシップにより危険物の事故防止に努めることが重要な鍵になると考える。

事例紹介（危険物運搬容器の普及）

ここで、消防・業界団体・市民のパートナーシップにより、危険物運搬容器について普及啓発・広報を行い、業界団体が自ら遵法精神を推進することとなった事例について紹介する。

平成15年8月名古屋市内の複合用途ビルで容疑者がガソリンを撒き散らし、爆発炎上火災を起こした事件は、まだ記憶に新しいところである。

この容疑者は、同じ名古屋市内の給油取扱所において18リットルポリエチレンタンク8缶にて144リットルものガソリンを購入した事実が確認されている。消防法令上、ガソリンを乗用車で運搬する場合は、22リットル未満の金属製容器に限定されている。

ガソリンの運搬には 金属製容器を ご使用ください

消防法の基準に
適合した金属製容器
に限られます

ガソリンは、揮発性が高く、気温
が低い時でも、急激的に気圧が増加
しますので、激震には十分注意
してください。

ガソリンを持ち運びしたり、保管す
る時に灯油用プラスチック容器を
使用する事は、消防法違反です。

金属製容器
OK!

プラスチック容器
NO!

乗用車でガソリンを持ち運ぶ場合は、最大容量
22リットルまでの金属製容器を使用してください。

名古屋消防局

ガソリンの運搬及び詰替えに関するQ&A

Q1 灯油用の18リットルプラスチック容器でガソリンを運搬することはできますか。

A. できません。ガソリンの運搬は、プラスチック容器の場合、最大容量10リットルまでです。08、10リットル以下のプラスチック容器であっても、ガソリン用としての性能試験結果が未実施である容器は、ガソリンの運搬容器として使用できません。
※プラスチック容器とは、このステッカーを貼付したプラスチック容器を指します。
※08リットル以下、容量が異なる、内容物及び用途が異なる場合があります。

Q2 10リットル以下のガソリンであれば、灯油用の18リットルプラスチック容器で運搬することはできますか。

A. できません。ガソリンの運搬は、プラスチック容器の場合、最大容量10リットルまでです。これは運搬容器の最大内容量であり、内容量として運搬するガソリンの前ではなりません。

Q3 飲料用のペットボトルや灯油用の18リットル金属製容器（いわゆる「斗缶」）でガソリンを運搬することはできますか。

A. できません。ガソリン用としての性能試験結果を受けていないため、ガソリンを運搬することはできません。

Q4 ガソリンを運搬する場合には、どのような容器を使えばよいのですか。

A. 危険物保安技術協会の性能試験結果を受けた金属製容器を指します。性能試験結果を受けた容器には、「試験結果確認済KPK 危険物保安技術協会」の表示がなされています。

08、10リットル以下のプラスチック容器で運搬する場合は必ずガソリン用としての性能試験結果を受けていないため、ガソリンを運搬してはいけません。（容量10リットル以下に限ります）

Q5 乗用車（ステーションワゴン、ミニバン、ライトバン、ワンボックスカーを含む）でガソリンの運搬は、できますか。

A. できます。ただし、乗用車等でガソリンを運搬する場合は、乗用車最大容量（ガソリンタンク）の最大容量（22リットル）までとさせていただきます。

Q6 セル方式の給油スタンドにおいて、乗客からガソリンの容器運搬を促すことはできますか。

A. できません。セル方式の給油スタンドにおいて乗客から促すことは、指定給油設備から自動車及び乗用車向け給油機と給油管への接続設備及び指定注油設備から灯油などを管理し注油することと規定されています。乗客へのガソリン詰替えが可能な場合は、指定設備に設置してください。

Q7 ガソリンを灯油用の18リットルプラスチック容器で詰替えし持ち運んだ場合、罰則はありますか。

A. 「詰め替えた量（消防法第10条第3項違反）」及び「運搬した量（消防法第16条違反）」のいずれに対しても3月以下の懲戒又は30万円以下の罰金が消防法に規定されています。

ご不明な点はお気軽に最寄りの消防署予防課までお問い合わせください。

| | | | |
|--------|----------|--------|----------|
| 千原消防署 | 784-0119 | 東海消防署 | 835-0119 |
| 北尾消防署 | 981-0119 | 西尾消防署 | 821-0119 |
| 中村消防署 | 491-0119 | 中津消防署 | 231-0119 |
| 朝日消防署 | 841-0119 | 朝日南消防署 | 853-0119 |
| 朝日西消防署 | 671-0119 | 中川南消防署 | 353-0119 |
| 津島消防署 | 661-0119 | 南消防署 | 625-0119 |
| 守山消防署 | 791-0119 | 津島南消防署 | 858-0119 |
| 名東消防署 | 703-0119 | 天白消防署 | 801-0119 |

このパンフレットは、消防法第16条第3項、第10条第3項を根拠として作成されています。

資料1

当局はこの事態を重く受け留め、事案覚知の翌日に緊急のガソリン販売適正化指導通知を作成し各消防署へ通知するとともに、業界団体である愛知県石油商業組合へ通知文書を持参し、組合幹部へ説明のうえ、会員への緊急ファックス送信の約束を取り付け、さらに記者クラブへ情報提供を行った。

当局としては、この事件を契機に危険物の危険性・危険物運搬容器の基準を普及啓発・広報する好機と考え、今まで以上に力を注いだところである。

次に広報リーフレット（裏面に危険物運搬容器についての質疑応答集を掲載）（資料1）を作成し、業界団体等に広報を行った。また、一部地域では市民の普及啓発を行うため町内会で回覧を実施した。

さらには、翌年の危険物安全週間においても各消防署にて行う危険物取扱者等への講習会の資料への掲載と積極的に普及啓発・広報を行ってきたところである。

結果、業界団体の対応は活発であり、消防法令に対する問い合わせ、各種会議での消防法令の講義の依頼や業界自らのポスター作成と、遵法精神の推進を肌で感じたところである。

また、一部の地区危険物安全協会では、地区会長が先頭に立ち、貸し出し用金属製容器を給油取扱所に常置して、ポリタンクでガソリンの注油を求める顧客に対し、貸し出し制度も開始された。

これらの成果を数値で測ることは困難であるが、私ども消防が受ける危険物運搬容器に関する電話相談が急増し、マスコミからの取材が殺到したことから一定の効果を果たしたものと評価しているところである。

これらの経過は消防による一方通行の指導ではなく、業界団体が自ら遵法精神を構築した理想的な好例である。

消防署の体制強化

他方、消防が忘れてはいけないことがある。

それは、全消防職員のレベルアップである。

当市の場合、一般的な消防署は職員平均120人である。その内危険物担当者は、平均3人である。

土曜日・日曜日ともなれば、危険物担当者(毎日勤務者)は当然不在であり、この間に市民から危険物関係の質問が入る場合がある。市民にとって消防署は年中無休で頼れる公所である。

そこで、よくある質疑応答集・危険物法令早見表(資料2)を作成し、市民からの問い合わせに速応する体制をとり市民の負託に答える体制をとったところである。

攻めの普及啓発・広報

今回の事例紹介はガソリン用金属容器の普及啓発・広報であるが、私たちが普及啓発・広報

しなければならないものは、静電気対策、適切な点検の実施等他にも多くある。

これらは、努力義務ではなく、事故防止、安全確保のため最低限必要なことである。しかし、現実には、危険物火災、漏えいが後を絶たない。私達の子防行政の使命は危険物施設の事前の安全確保である。こうした指導は、イコール普及啓発・広報であるといっても過言ではない。

消防行政には、民間企業のようにテレビコマーシャルをするような予算は当然ない。少ない予算の中でいかに最大限の効果を発揮させるため、知恵を絞ることである。

ただ、法令を羅列するのみや、例年と同じ手法では効果が期待できない。法令をかみ砕き誰でもわかる文書に作り変えたり、本市に限らず、他都市、他地域での危険物火災、漏えいが起き

ガソリン、灯油の詰め替え及び運搬(運搬容器、積載方法)の基準早見表

| | 1 詰め替え収納の基準(給油取扱所) | | 2 運搬容器の基準 | |
|--------------|--|---|---|---|
| | 金属製容器 | プラスチック容器 | 金属製容器 | プラスチック容器 |
| ガソリン(危険等級II) | 60リットル(最大容積) | 10リットル(最大容積) (18リットルプラスチック容器に10リットル以下の詰め替えも技術上の基準違反となる。) | 60リットル(最大容積) (危険物保安技術協会の性能試験確認済のものでは、5、10、20リットル型が市販されている。) (乗用車(ステーションワゴン、フライトベン、自動二輪車、原付を含む。)でガソリンを運搬する場合は、金属製容器で最大容積22リットルまでとされている。) | 10リットル(最大容積) (危険物保安技術協会の性能試験確認済品は、市販されていない。) |
| | | | 共通 運搬容器は各種試験(落下、気密、内圧、積み重ね)に合格したものでなければならない。 | |
| 灯油(危険等級III) | 60リットル(最大容積) | 30リットル(最大容積) | 60リットル(最大容積) | 30リットル(最大容積) (危険物保安技術協会の性能試験確認済のものでは、10、18、20リットル型が市販されている。) |
| | | | 共通 運搬容器は各種試験(落下、気密、内圧、積み重ね)に合格したものでなければならない。 | |
| 関係条項 | 消防法第10条第3項 危政令第27条第3項第1号 危規則第39条の3第1項第1号 # 別表第3の2 | | 消防法第16条 危政令第28条 危規則第43条 # 別表第3の2 危告示第68条の4 # 第68条の5 | |

3 積載方法の基準(法第16条、危政令第29条)

- (1) 収納口を上方向け、密栓を行うこと。(エレphantノズルをつけたまま積載しないこと。)
- (2) 容器の外部に表示(危険物の品名、数量等)を行うこと。
- (3) 落下、転倒、破損しないよう積載すること。

4 その他

- (1) 給油取扱所の基本業務は、固定給油設備により自動車等の燃料タンクへの直接給油及び固定注油設備による灯油、若しくは軽油(注)の容器への詰め替えである。(危政令第3条第1号)
(注:平成10年3月16日から灯油に加えて軽油も固定注油設備から容器への詰め替えが認められている。なお、名古屋市には現在のところ当該軽油の固定注油設備が設けられた給油取扱所はない。)
- (2) 給油取扱所において上記(1)の基本業務以外の危険物取扱行為(ガソリンの固定給油設備から容器への詰め替え等)を行う場合は、その取扱量の総量が一日あたり指定数量未満でなければならない。
- (3) セルフ方式の給油取扱所では、ガソリンを顧客自ら容器に詰め替えることはできない。(危政令第17条第5項、危規則第28条の2の4)
- (4) 前記「1 詰め替え収納の基準(給油取扱所)」、「2 運搬容器の基準」又は「3 積載の方法の基準」に関する違反に対しては、罰則(3月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が規定されている。(法第43条)

資料2

ればそれをタイムリーにホームページへの掲載等と新たな取り組みを行うべきである。

常に新しく、そして待ちの姿勢でなく攻めの姿勢で、従来の既成概念にとらわれない次のような普及啓発・広報を今後試みてみたい。

ハイテク部門

- 危険物取扱者等への講習内容をCDに記録し、参加者へ配付する。(事業所において社内イントラネットへの掲載の手助けを行う。)

- 危険物事故情報を事業所にメール配信する。(タイムリーそして安価な方法である。)

ローテク部門

- 危険物実験セットを準備し15分30分60分コースと実験メニューを作成し、出前実験を実施する。

- 学校における防災訓練で身近な危険物の話も取り入れる。

連携部門

- NPOと連携をとり危険物の危険性・消防法令の普及啓発・広報を図る。

- 法人会・商工会議所等、危険物関連以外の

団体にも果敢に連携賛同を申し入れる。

- 小学校3年において危険物規制を消防の仕事として紹介するよう教育委員会と調整を図る。

自らが消防行政マンであるとともに危険物安全営業マンという気概をもって危険物の危険性・消防法令の普及啓発・広報に取り組み、必ずしや危険物従事者全体のレベルアップにより事故は必ず減少するものと信じる。

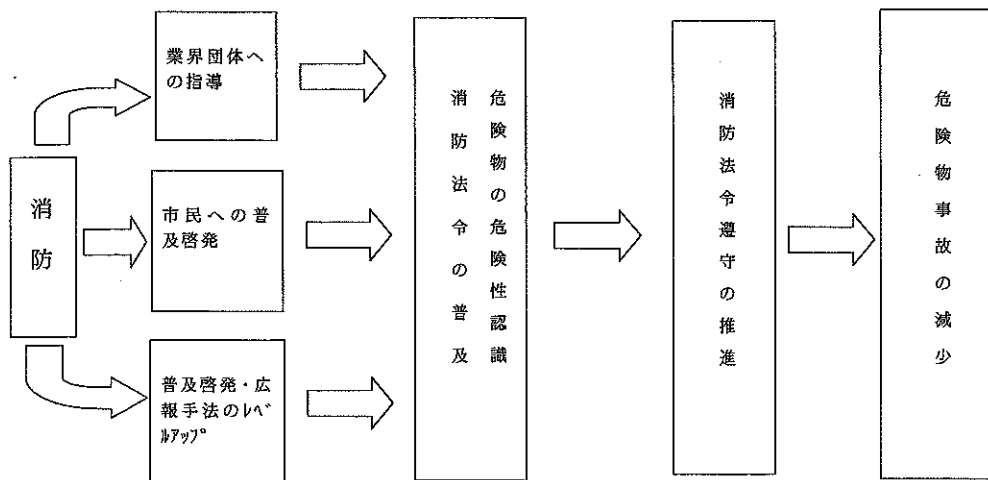
まとめ

事故を減少させるには、消防は今一度原点に立ち帰り、消防法令の普及啓発・広報を重視し、消防法令の遵守を訴えることであると考えている。

危険物の危険性・消防法令を普及啓発し、遵法精神により事故を減少させるためには、遵法精神を押し付けるのではなく、消防・市民・業界団体とのパートナーシップを築くとともに、業界団体が自らに遵法精神を呼びかけることである。(資料3)

この理想であり、本来の姿を確立するため消防が労を惜しんではならないと考える。

消防法令普及による危険物事故減少イメージ



資料3